

# みらい1分ニュースレター

2010/5/31 第38号  
毎週月曜配信

## 中国版

### 【滴水穿石】

前回に続き、日本の入国管理局における、外国人研修生・技能実習生の受け入れ指針改正についてお知らせします。平成20年度の新規入国者が10万人を超える現状では、インパクトは大きいと考えられます。

みらいコンサルティング(株)  
国際ビジネス部  
中国ニュース配信サービス事務局  
Peoples Republic of China

## テーマ 入国管理法の改正 外国人研修・技能実習制度の変更について — その2

### ←ポイント

- ✓ 関連法令 : 「出入国管理及び難民認定法」(政令第274号)(法務省)
- ✓ 施行日 : 2010年7月1日
- ✓ 内容 : 外国人の技能実習生の在留資格:  
(旧)「研修」「特定活動」→(新)「技能実習(1号、2号)」
- ✓ 主な変更点 : ・受け入れ企業と外国人実習生の「雇用契約」の締結  
・外国人実習生からの「保証金」「違約金」の徴収禁止  
・外国人実習生に対する「労働関係諸法令」の適用および企業の「社会保障費」負担、「最低賃金以上」の支払いの義務化

### ←解説

#### 【今回の改正点(前号の続き)】

外国人技能実習生の法的保護を強化するため、上記改正が7月1日に施行されます。

#### ・保証金・違約金等の金品徴収等の禁止

実習生の送り出し機関による、本人からの保証金等の徴収や、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約が禁止されます。送り出し・受け入れ期間相互間においても、同様の違約金を定める契約は禁止されます。

#### ・労働関係法令の適用

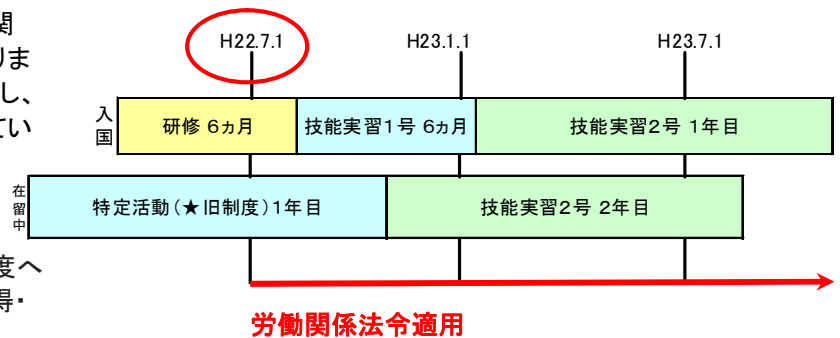
実習生が研修(前号参照)を終了し、技能を修得する段階で、雇用契約の締結が義務付けられます。これに基づき、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令が適用されます。受入れ企業側にとっては、社会保障費の負担や最低賃金以上の支払いが必要になりますが、残業が可能となる時間も増え、柔軟な勤務時間による技能実習の実施が期待できます。


#### ・その他新設された要件

実習生が技能実習を開始する前に、実習実施機関は労災保険の適用事業所となっている必要があります。また、技能実習の実施状況に係る文書を作成し、終了後1年間は当該文書を保存する旨定められています。

#### ・移行期間中の取扱い

平成22年6月30日までは、現行制度から新制度への移行期間となり、7月1日以降の在留資格取得・更新時には新制度が適用されます。



 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所

社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階  
◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14  
◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7

TEL: 03-3519-3970(代)  
TEL: 06-4705-7010  
TEL: 052-253-5606

